

1. 件名：日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（プルトニウム燃料第二開発室）の使用施設等の使用前確認等に関する面談

2. 日時：令和3年8月6日 13時30分～14時15分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター

技術部 品質保証課 課長他5名

安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室 担当者

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、令和3年5月7日付けで変更許可したプルトニウム燃料第二開発室（使用施設等）の既設グローブボックス等の撤去等を伴う「品質管理工程設備の解体撤去」に係る使用前検査の実施及び使用前確認の申請について、資料に基づき説明を受けた。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

- ・使用前検査においては、変更許可した「品質管理工程設備の解体撤去」について、原子炉等規制法（以下「法」という。）第55条の2第1項及び第2項に基づき、当該撤去が変更許可申請書添付資料に記載の撤去の方法に適合していることを確認する。
- ・また、当該検査では、核燃料物質の使用等に関する規則（以下「使用規則」という。）第2条の2第1項及び「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」に基づき、第3号に規定する方法において、第1号及び第2号の方法では確認できないものについて、施工管理等の状況も含めて確認できる方法を適用する必要がある。
- ・使用前確認については、当該変更許可等が、使用規則第2条の6第5号に定める「使用施設等の保全上支障のない変更の場合」に当たらず、使用前確認を要しない場合とならないことから、使用前確認の申請を行い、法5

5条の2第2項各号への適合について原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

○原子力機構から、他事業所の使用施設等も含め使用前検査の実施等について検討及び整理する旨の回答があった。

## 6. その他

### 配付資料

- ・ プルトニウム燃料第二開発室 品質管理工程設備（グローブボックス No. C-24, C-25, C-26, C-27, C-28及びオープンポートボックスNo. OP-10）の解体・撤去について

以上